

## 男声合唱団エルデ：弔慰金に関する内規

### 第1条

本内規は、男声合唱団エルデの弔慰金に関して定める。

### 第2条

団員または団員の配偶者が死亡したときは、次の通り弔慰金を支給する。

- ①団員（休団者の場合は、休団期間2年以内の場合に限る。）が死亡したとき  
10,000円
- ②団員（休団者を除く）の配偶者が死亡したとき  
5,000円

### 第3条

本内規は総会の議決により、廃止又は変更することが出来る。

### 付則

1. 本内規は2007年3月10日から施行する。
2. 2009年3月28日、第2条修正（休団者の取扱い）